

電源表示と非化石証書についての意見



公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

環境委員長 村上 千里



(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

(NIPPON ASSOCIATION of CONSUMER SPECIALISTS)

- 1988年 設立 (2011年 公益社団法人に認定)
- 消費生活に関わる専門家 (有資格者) による組織、全国7支部で約2400人の会員
- 消費者と企業・行政をつなぎ「持続可能な消費社会の確立」を目指し活動

- 環境委員会
 - 持続可能な社会につながる商品選択を進めるべく
「わたしたちの暮らしはすべて世界につながっている」
「商品の一生を知ろう」をキーワードに勉強会やワークショップ、
行政・企業等との意見交換会等 を実施
 - 資源循環やエネルギー関連等の審議会に消費者の意見を反映するべく参画
- 全国消費者団体連絡会 会員団体 (会員：48団体)



意見要旨

問題意識

- ・ 2050年カーボンニュートラル社会の実現は消費者にとっても重要な課題
- ・ その実現のためには再エネを拡大することとともに
消費者が再エネを適切に選択できる市場環境を整備することが重要
- ・ 適切な表示は、消費者が自主的かつ合理的な選択を行うために必要不可欠

1. 電源構成表示の義務化を希望
2. 非化石価値取引市場のあり方自体の再考を希望
3. 非化石証書の名称等の再考を希望

※全国消費者団体連絡会「電源表示と非化石証書問題についての意見」（資料5-2）も参照のこと

消費者の権利

消費者基本法

国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である

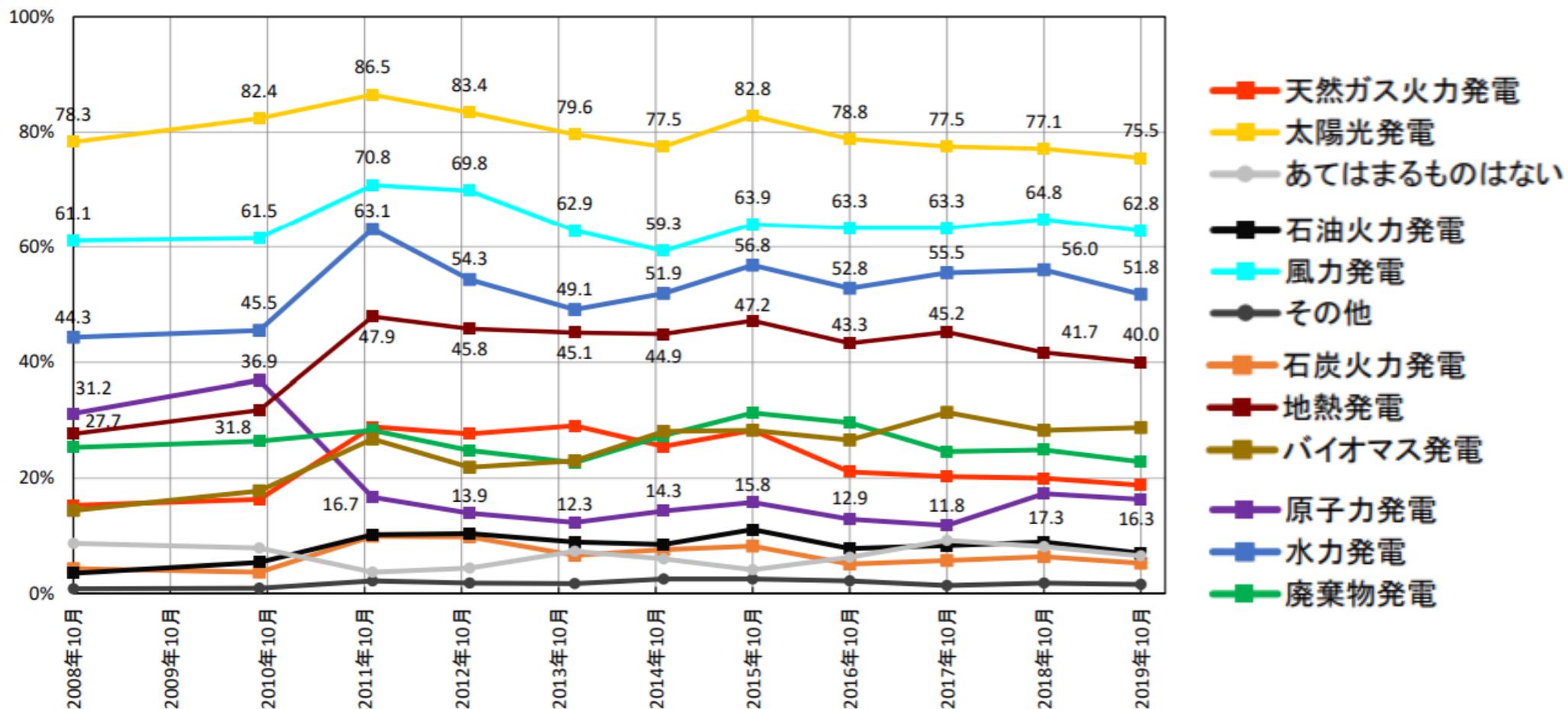
国際消費者機構（CI）

- ①生活の基本的ニーズが満たされる権利
- ②安全である権利
- ③知らされる権利
- ④選ぶ権利
- ⑤意見を反映される権利
- ⑥救済を受ける権利
- ⑦消費者教育を受ける権利
- ⑧健全な環境の中で働き生活する権利

消費者は再生可能エネルギーを望んでいる

問7 今後日本は、どのようなエネルギーを利用・活用していけばよいと思いますか。以下にあげているエネルギーの中から、お選びください。(〇はいくつでも) (N=1200)

(一財) 日本原子力文化財団 2019年度原子力に関する世論調査
<https://www.iaero.or.jp/data/01jigyuu/tyousakenkyu2019.html>

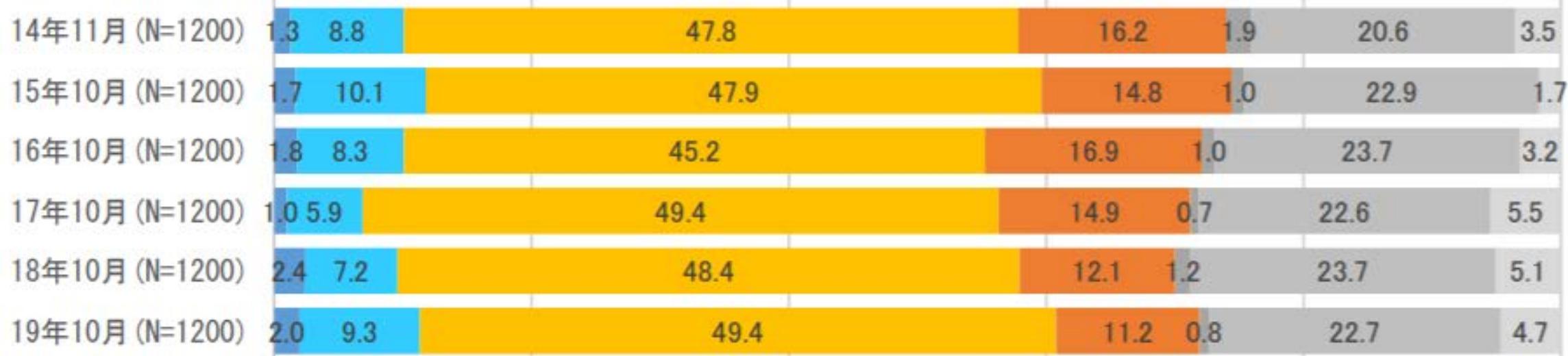


消費者は原子力エネルギーを望んでいるか？

問8 今後日本は、原子力発電をどのように利用していけばよいと思いますか。あなたの考えに近いものをお選びください。(〇は1つだけ) (N=1200)

(一財) 日本原子力文化財団 2019年度原子力に関する世論調査
<https://www.jaero.or.jp/data/01jigyou/tyousakenkyu2019.html>

▽経年変化



- 原子力発電を増やしていくべきだ (増加)
- 東日本大震災以前の原子力発電の状況を維持していくべきだ (維持)
- 原子力発電をしばらく利用するが、徐々に廃止していくべきだ (徐々に廃止)
- 原子力発電は即時、廃止すべきだ (即時廃止)
- その他
- わからない
- あてはまるものはない

1. 電源構成表示の義務化を希望

- ・自由市場のもとで消費者が財・サービスを選ぶ際に、
選択の手掛かりとなる情報をわかりやすく提示することは、市場健全化の前提条件
- ・2050年カーボンニュートラルに向け、消費者が
再エネに積極的に取り組む企業とそうでない企業を消費者が見極め、
選択していくことは、大切な消費行動
- ・「環境への負担を少なくしたい」という消費者ニーズに応える環境整備が重要
- ・「電力の小売営業に関する指針」において電源表示は「望ましい行為」→義務化を
- ・火力発電については、ガス・石炭・石油を分けた表示を
- ・CO2排出量や放射性廃棄物量についても表示を

2. 非化石価値取引市場のあり方自体の再考を希望

- ・現在の電力市場はベースロード市場、容量市場、非化石価値取引市場など複雑な制度設計となっており、消費者にとっては理解困難な状態
- ・そもそも「本来の電源」と「環境価値」が分離され、環境価値を「証書」という形で流通させる、という仕組み自体、消費者には理解しにくい
- ・現在の非化石証書は、証書を購入しても、再エネ普及につながりにくい
- ・本来は、省エネルギーの一層の推進、再エネの開発・投資およびCO2高排出電源のフェーズアウトにつながる仕組みにする必要がある
- ・良いものを買うときに、追加的な費用が掛かることは仕方ない面もあるが政策的には、環境に良くないものが高くなる仕組みを導入することが効果的
- ・中期的には、カーボンプライシングなども含め、仕組み全体の見直しを

3. 非化石証書の名称等の再考を希望

<非化石証書の名称について>

- ・ 非化石証書（再エネ指定なし）は、何の電源由来なのかが消費者には伝わらない。
（再エネ指定なし）はより具体的に「非化石証書（原子力）」「非化石証書（廃棄物）」などと改称してはどうか。
- ・ あわせて、現在は再エネであっても（再エネ指定なし）の証書を発行できるが再エネの普及と再エネ事業者への資金還流という目的に鑑み
再エネ由来の証書はすべて「非化石証書（再エネ）」とすべきではないか。

<その他>

- ・ 再エネ・FIT電気以外のJEPX調達・化石電源等の電気に非化石証書を付けると「実質再エネ」「実質ゼロエミ電源」という表示が可能となるがこの「実質」という表現は一般的な消費者の理解と齟齬がある。
- ・ 昨年11月の約定量について
（再エネ指定）と（再エネ指定なし）がほぼ同じになっているのはなぜか？